

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

令和6年12月25日

独立行政法人福祉医療機構

契約担当役 藤本 修

1 企画競争に付する事項

心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティング業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)) 令和4・5・6年度全省庁統一資格において業種別区分が「役務の提供等」においてA、B又はC等級に格付されているものであること。

(2) 独立行政法人福祉医療機構会計規程施行細則第35条に規定される次の事項に該当しない者であること。

① 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用するものについてもまた同じ。)

ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者。

カ 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。

キ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

② 前項に該当する者を入札代理人として使用する者。

(3) 入札説明書に添付する契約書(案)により当機構と契約を締結することが可能な者であること。

(4) 添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 万全な情報(個人情報を含む)セキュリティ管理体制を有すること。

3 契約候補者の選定

独立行政法人福祉医療機構「心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティング業務」企画書募集要領に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一人を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和6年12月25日(水)～令和7年1月31日(金)
9:30～17:00

※土、日、祝祭日は除く

- (2) 場所 独立行政法人福祉医療機構 経理部会計課
電話：03-3438-9929 F A X：03-3438-0219

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりメールにて受け付ける。

- (1) 受付先 4(2)に同じ。(メールアドレス、様式については、別途提示する。)
(2) 受付期間 令和7年1月15日(水) 14:00まで
(3) 回答 令和7年1月23日(木)を目途に企画競争参加予定者に対してメールにて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年1月31日(金) 14:00まで
(2) 提出先 4(2)に同じ
(3) 提出方法 直接提出(持参)または郵送(宅配便)とする。ただし、郵便事情等による遅延は認めない。
(4) 提出書類 独立行政法人福祉医療機構「心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティング業務」募集要領のとおり

7 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を令和7年2月17日(月)～令和7年2月19日(水)に開催する。開催場所、説明時間、出席者の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して令和7年2月14日(金)までに連絡する。
(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

8 企画書等の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 予算額(令和7年度から9年度の3事業年度分)

¥1,400万円（消費税及び地方消費税額を含む）

ただし、契約期間中に基本ポートフォリオ見直しにかかる業務を実施しない場合は当該報酬については、支払いをしないものとする。

10 その他

（１）詳細は独立行政法人福祉医療機構「心身障害者扶養保険資金の運用等に係るコンサルティング業務」募集要領による。

（２）再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 契約に関する業務の全部を一括して再委託することは禁止。
- ② 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。
- ③ 契約に関する業務の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。
- ④ 契約に関する業務の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。
- ⑤ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

（３）独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしているので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、詳細につきましては、当機構ホームページの「独立行政法人の契約に係る情報の公表に伴うご協力をお願い」を確認すること。

（アドレス）

https://www.wam.go.jp/hp/Portals/0/docs/supply/pdf/18_01.pdf

（参考）独立行政法人福祉医療機構会計規程

https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/kaikeikitei_r50331.pdf